

京都市告示第541号

市会の議決を経て、指定管理者を次のように指定しました。

令和4年12月16日

京都市長 門川 大作

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
京都市清水坂観光駐車場及び 京都市銀閣寺観光駐車場	京都市駐車場管理 コンソーシアム	令和5年4月1日から 令和9年3月31日まで
京都市嵐山観光駐車場及び 京都市高雄観光駐車場	京都市駐車場管理 コンソーシアム	令和5年4月1日から 令和9年3月31日まで
京都市円山駐車場	京都市駐車場管理 コンソーシアム	令和5年4月1日から 令和9年3月31日まで
京都市出町駐車場	京都市駐車場管理 コンソーシアム	令和5年4月1日から 令和9年3月31日まで
京都市鴨東駐車場	一般財団法人 京都市都市整備公社	令和5年4月1日から 令和9年3月31日まで

(建設局自転車政策推進室)